

## 第2回余市町民自治推進委員会

令和元年6月25日開催

### 1. 開会 午後6時

### 2. 今後のスケジュールについて

事務局より資料1に基づいて説明。6回で条例全文を見直し、その後4回で提言書の作成を予定しているが、進捗状況により開催回数の変更の可能性もある。

### 3. 町民アンケートについて

事務局より条例の認知度や運用改善に向けての検証のため、18歳以上の町民から無作為抽出により行いたい旨を説明した。

### 4. 自治基本条例審査特別委員会における指摘事項について

事務局より資料2について説明。平成29年19・20日に開催された特別委員会において議員より指摘のあった事項について説明した。

### 5. 次回検討予定項目について

次回については、前文と第1章総則（第1条～第4条）について検討する。

### 6. その他（質疑応答）

#### ・今後のスケジュールについて

委員：委員会の人数も事務局の人数も多く、コストがかかり過ぎている。開催回数も多すぎるのではないかと。もっと生産性高くできないのか。

事務局：自治の推進に対し町民の代表として委嘱させていただいており、附属機関に対し報酬、費用弁償を支払うルールがある。事務局5人中3人には超過勤務手当は発生しない。早期に提言書が完成すれば早く終了することで構わない。

委員長：人数に関しては、住民の意向を反映させること、同規模自治体とのバランス等が考慮されている。

委員：3か月おきの開催をもっと短くできないものか。

委員長：今年度は予算の関係上3か月おきだが、来年度は2か月おきになる。

事務局：今回は町民アンケートの案をお示ししたい。その後のアンケート発送や結果の集計等の関係から、このスケジュールでご理解願いたい。

#### ・特別委員会における指摘事項について

委員：条例施行前に指摘事項を反映し修正できなかったのか。

事務局：特別委員会では「1. 本条例の施行に当たっては、住民に対する制度の周知、内容について十分な説明責任を果たすとともに、施行後の見直しに当たっては、議会における審議経過を十分踏まえ、万遺憾なきを期されたい。2. 職員の法制能力向上に十分意を用い対応されたい。」との附帯意見が付され、原案のまま議決されている。資料は提言書作成の上で、参考としていただきたい。

委員長：議会としては策定委員会の意見を尊重し、議決したものである。そしてこの委員会に見直しが託されたものである。

委員：議会の意見は重いから、すぐにでも検討すべきだし、6回も検討する必要はないのではないか。

委員：策定委員会では、「自治基本条例はできあがったものではない。時代に合ったものに作り変えていけばいいのではないか。」という認識。議会の指摘事項も踏まえて、一つひとつ順序を追って、漏れの無いように見直していくべきではないか。

委員：策定委員会では4、5回目にやっと形が見えてきた。新しい委員の方は葛藤があるかもしれないが、性急に完成させるのではなく、議論を重ねた上で、まとめた方がよいと思う。  
また、これからの子どもたちがいかに住みよい地域にするか、ということが大前提にして話を進めた方がよいと思う。

## ・各委員の検討結果について

委員：総合計画に人口と財政の予測値ではなく計画値を載せた方がよい。「定量的な計画値を示し、それをトレースするものとする」という表現があるとよい。

委員：町政は企業経営とは違う要素がある。町長がこうしたいと言っても周りの環境でそういかないのが行政の難しいところ。基本条例に入れるのは難しいのではないか。

委員：第7条に関連し、事業者への現状把握アンケートの結果をお配りしたい。もう一步踏み込んだ地域貢献ができれば、より経済が発展して、自然と第24条も実行できるのではないか。事業者への第7条の周知活動の実施が必要ではないか。

委員：議会のあり方の部分が少し弱い気がする。議会はこうあるべきだとか、その辺を強く出すべきだと思う。

委員：策定委員会では議会の部分が最後まで残った。議会の意見を委員会で言ってほしいとリクエストはした。

委員：自治基本条例はまず議会を通すことが目標にあったので、今回の見直しで十分いじっていただきたい。

委員：町民参加や NPO 設立の情報提供をしたり、バックアップするセクションがあってもよい。

委員：パブリックコメント以外の手法でも町民意見を集めているのか。

事務局：素案段階でアンケートを実施したり、HP で町政への意見や要望に回答している。

委員：住民の意見を聞く方法としてネット投票などをやってみてはどうか。

委員：情報発信を HP だけではなく、FB など別のツールがあってもよい。

委員：改正案のたたき台があった方が審議しやすいのではないか。

委員長：案文については法制の部分もあるので、最終段階になると思う。

## **7. 閉会 午後8時03分**